

定家の「仮名もじ遣」

迫野，虔徳

<https://doi.org/10.15017/12144>

出版情報：語文研究. 37, pp.39-46, 1974-08-31. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

定家の「仮名もじ遣」

迫野虔徳

狭義の「仮名遣」は、書きわけのべき基準となる仮名（たとえば、いろは四十七文字）のうち、同音に帰したために語を表記するに際して問題の生じた数箇の仮名の処遇を規定することである。従って、いろは四十七文字を基準仮名とする仮名遣では、「お」と「を」の書きわけは問題となるが、「は」と「者」の同音にして異体の仮名の使いわけは問題にならない。しかし、「は」と「者」のようなものも、たとえば、土井忠生博士や高羽五郎氏が、「落葉集」「ぎゃどべかどる字集」について指摘されているように、語頭に「者」「は」「ハ」転呼などによって生じた語中のワには「ハ」とするようないわけがなされることがある。このようなレヴェルでの仮名の用法を、いま「仮名もじ遣」とよぶことにする。一種の用字法であるが、従来、このような面への関心はほとんど払われなかったといつてよい。この種の仮名の用法は、言語そのものの問題に直接かわるところが薄いと考えられたためかもしれないが、しかし、最近になって、安田章氏が、このような仮名の機能的使用の問題を、仮名文字の一般書記生活への弘通の問題（ひいては表記

論、資料論）に絡めてしばしばとりあげられるようになった。²⁾ 安田章氏の述べられるところを筆者の理解した範囲で言えば、だいたい次のようなことかと思う。仮名文字が日常的、実用的書記生活の場に次第に浸透していくにつれて、「晴」の文献における「仮名遣」にかわるものとして、位置によって仮名字体を使いわけるといふ機能的性を正面に据えた「仮名もじ遣」が次第に行われてくるようになった。それは、文章表記の主流をしめてきた仮名交り文乃至漢字交り文の受容層の広まり、従って低下が伴って、漢字交りの度合がすくなくなるにつれて、それに見合う代償として使い方が機能的になっていったのではないか。仮名の浸透と機能化が相関関係にあるとすれば、この調査は、国語史研究における資料論に通じるであろう。だいたいこのように見通しておられるのではないかと思う。

仮名文字の日常実用的書記生活の場への浸透をこのような形でとらえられたのは甚だ興味深いことであるが、いま視点を「仮名もじ遣」を中心に据えて見直すと、実用的書記生活の場で次第に明確化されてきた「仮名もじ遣」なるものは、実は、

「晴」の文献ではある程度早くから行われていたのではなからうかという疑問が抱かれてくるのである。安田氏は、「語形確定、つまり仮名遣以後の段階では、どこにどの字体を用いるかは(中略)具体的な表記体全体の美的表現性に関わり、かなり自由であったと思われる。要するに、『定家仮名遣』が問題にされる類の世界では、先の文字遣は所詮無縁のものであったのである⁽²⁾。』という予想を抱いておられる。『古本説話集』の「本」と「ほ」が、だいたい前者が語頭、後者が語中という使いわけによっているらしいことから「少くとも実用文以外の段階でも機能的な動きのあったことは認めてよからう」とされていることからすれば、だいたいにおいて、「晴」の文献の場合は、文字遣に配慮しなかったのではないかとみておられるように思う。これは、位置によって仮名字体を使いわけるといふ機能性を正面に据えた文字遣は、ある位置にはある特定の仮名字体を常に要求するということであるから、具体的な表記体全体から見たとき、美的な面を犠牲にすることになりかねない、ということから説かれたのではないかと思うが、しかし、このような文字遣を早く問題にしたのは、実は「和歌大綱」やその末書の「悦目抄」(流布本)などであったことを思えば、「晴」の場においてこのような文字遣が無縁のものであったとは考えがたいのである。

仮名であることもあり得る)の個々の具体相のレヴェルで文字の用法をいうことであって、仮名字による具体的な表記の様式に関するものでしかないから、「仮名遣」による語形確定が問題にされる世界でも、それを具体的に仮名字化するに際して、やはり文字遣は問題にされ得るのである。「仮名遣」が、語の視覚的印象を一定して意味と結びつくのに対して、機能的文字遣は、せいぜい、分ち書き、句読点等のない行中において、意味のまとまり、語の所在を示す機能しか望めないのであるが(ただし、特殊の場合として、ある語と文字遣とが固定して「仮名遣」とかわらない働きをすることがある)、なお右にいうような機能によって、文字遣は、「仮名遣」の行われる場でも依然有用なのである。しかして、「晴」の書記の場では、個々の具体的な仮名の使用に際して、右のような機能的な使用は無用のものとし、美的観点を常に至上のものとしていたかという点、一概にそのようにも言えないように思えるのである。いま、その一つの場合を、定家の仮名字の使用に見てみようと思う。資料は主として『御物本更級日記』(複製)により、『定類集』「土佐日記」及び『定家珠芳』「国書聚影」(呉文炳)所収の各自筆文献の複製、写真を参照した。

『御物本更級日記』等が、仮名文献の中でも、「晴」の文献に属する以上、そこにある種の美的観点からの文字の使用法が認められることはもとよりである。たとえば、その著しいものに、たまたま隣接して左右に同じ仮名が並ぶような場合、その二つの仮名の字体を変えて視覚的単調化を避けるという、一種

の変字法的な仮名文字の用法がある。

④ かけまくなとひきたり南はくる

⑤ 可に野の方見やらるひむかし西ハ (2ウ)

⑥ くれたるひとくまつとてそこに日ヲ

⑦ 具らしつ十七日のつとめてたつ普 (3オ)

⑧ といとはなちにあらくしけにてとま

⑨ 伊 ぶ物をひとへうちふきたれば月 (5オ)

この用法は行頭第一字の場合にもっともよく守られ、「更級日記」の場合、例外はわずかに「者、者」(15ウ)があるにすぎない。あるいは、48ウ最終行の「於」と49オ第一行行頭の「於」も例外に入れるにしても、それ以外の三十七箇所は、すべて字体を異にしているのが、行頭第一字では同じ字体を避けるのが原則であったとみてよいであろう。行中の場合でも

京にとくあけ給て物かたりのおほ

く候なる阿るかきり見せ給へと身を (1ウ)

のように字体を違えているが、行頭第一字ほど厳密ではなく、同一字体が隣りあっているところがままある。行中の場合、行頭第一字のように、常に仮名が同じ高さに平行して並ぶとは限らず、第一、視覚的に与える印象が行頭第一字ほど強くないなどの理由からであろう。このような変字法は、「土佐日記」「定類集」などにも同じように用いられ、定家にとっては原則的なものであったようで、時には、一方を漢字化することによって同一字の並列をさけたらしいふしのあるところもある。似た

ようなことは今日の「書道」においても言われることであるがたとえば、伝一条為氏筆という鎌倉中期頃書写の『曾根好忠集』(国書影所収)、同じく鎌倉中期頃書写という『古本説話集』などをみても定家はど厳密ではなさそうである。いづれにしても、結果としてこの種の用字が目うつりなどによる誤読をさける効果を果すようなことがあったにしても、意図するところは表記面の視覚的美しさを保つことにあることは言うまでもない。しかし、定家の場合、美的配慮にもとづくらしい特徴的な用字をこの他にそれと指摘できそうなものは見出せないのである。「古本説話集」は、三筆に分れるようであるが、その第一筆(一三三強巻)は、もとの漢字に甚だ近い字体を用いたり、「者、は、ハ、盤」「ま、万、満」のように比較的多種の仮名文字を用いて、仮名文字そのものに美的価値を負わせているように見うけられるが、定家の場合は、常用字母はある程度一定していて、多様な仮名文字を駆使することによって美的効果をおげようとする意図はあまりなかったのではないかと思われる。たとえば『更級日記』には、「ヲ」「ニ」「ミ」「ハ」のようなカタカナと同一の仮名が特に行末に多く見られるが、これは行末の狭い間隙に書きこむのに、「を」「に、尔」「み」「は、者」などよりは便宜であったという、極めて技術的な理由にもとづく用字ではなかったかと思われる、定家の仮名文字そのものに対する意識はこれによってもある程度推測できそうにも思える。定家の場合は、むしろ、仮名文字に美的効果を期待するより、その少数の常用字母を更に機能的に使用することによって意味理解をより効果的にするような配慮を施しているのではない

いかとさえ思える。たとえば、「志」の仮名文字は、定家は大体において語頭に使用し、語中には用いないのである。「更級日記」では「志は(潮)」「志ぐれ」「志はず」「志のびね」「志げる」「志か(鹿)」「志る(知)」「志のぶ」「志の(篠)」「志づやか」「志も月」「志ら山」とすべて語頭に用いられている。これは、「定頼集」も同じであり、「土佐日記」も「むまのはなむけ志たる」のような例が一例あるがだいたいにおいて語頭に使用しているのである。一方の「し」が、語頭にも語中にも用いられて「和歌大綱」にいう「上下わかぬし」の用法になつてゐるため、「志」は、「和歌大綱」の示す通り、「下にかかぬ志」という、「志」の仮名のみについての用法にとどまつてゐるが、いづれにしろこれは、美的観点からの用字というより、より機能的性格を帯びた用字とみるべきであろう。

カには「か」と「可」の二つの仮名を使用するが、この二つは語頭と語中という位置による使いわけがなされてゐるようである。そのために、この仮名を含む語のきれ続きはかなり明瞭である。「更級日記」では、「か」は、四百例近く用いられてゐるが、行頭第一字のものを別にすれば、そのほとんどが語頭における使用例である。例外は、「おかしかる」「めつらしかりて」「心くるしかりて」「らうたかる」「まはゆかる」のようなガルの語尾、「あやしかりけむ」「たのもしからむ」のような形容詞の活用語尾などが目をひくが、それにしても一割に満たない。複合語などの扱いによつては、例外とすべき例はもっと増えるかもしれないが、「か」が大体において語頭に用ゐる仮名であつたことは動かないところである。これに対して、「可」は、

「心に可けたるに」(25才)のような例があるにはあるが、まず語頭においては使用しないといつてよい。これは、「定頼集」「土佐日記」等においてもだいたい同様である。このような仮名の使いわけが、書写した原典に影響されたとは、定家の書写態度からみても考えがたい。しかし念のために、定家自身の書き下した「石清水八幡宮社務田中宗清願文案」(「定家珠玉所収」を調べてみると、「か」は、「かうふる」「かたしけなく」「かたはら」「かへし」「かはり」「かならず」「かきて」「かなはむ」「かなしふ」「かきる」「かさる」「かくのとき」「かさねて」等36例すべて語頭の例で、「可」は、「可ならず」「可くる」の二例の例外があるが、他は、「わかくに」、「たかく」「わ可ちて」「へ可らす」のようにすべて語中の使用例になつてゐる。この「願文案」は、「仮名遣」にも異例が多くその性格からしても、いわゆる「晴」の文献とはみなしがたいが、ここにも、やはり同様なことが認められることは(先の「志」も語頭での使用になつてゐる)、この仮名の使いわけが定家自身のものであることを意味するのはもとよりであるが、同時にそれが、美的配慮などに基づく改まった文字遣ではなかつたことを意味するものであらう。

定家にとつては、このような「か」と「可」の仮名の価値づけは相当明確なものであつたらしいことは、行頭第一字のカの用字に「か」を用いて「可」を原則として用いないといふところにも見ることが出来る。即ち、たまたま行頭第一字にカがくる箇所が「更級日記」では八十箇所あるが、そのうち七十五箇所は「か」の仮名である。そして「可」の仮名を用ゐる残り五

箇所は（その際、行中と異って、「可」の第一画を残した仮名字体を用いる）、すべてその右行第一字に「か」の仮名があつて、これが先述した変字法にもづく用字であることは明らかである。ここに、「可」の仮名は、原則として上にかかないという明瞭な意識をみてとることができよう。若干の例外はあるが、定家の場合は、『和歌大綱』に「上下わかぬ可」とあるのは「下にかく可」「下にかかぬか」は、「上にかくか」と言い直してもよいであろう。このような仮名の使いわけは、あるいは、「か」と「可」（「の」字を極小化したとき字体）の仮名の視覚的印象及び連綿への適否などの感覺的、技術的理由から生じたものかもしれないが、そのような用字上の価値づけが生ずるに至った由来はともかく、結果として定家の場合には、「か」と「可」の間にかなりはつきりした使いわけがあり、それが「語」の単位で行われていることは、定家の用字意識をさぐりる上では甚だ興味深いことである。鎌倉中期頃書写という『古本説話集』の第一筆は、先述のように、墨の濃淡を故意に変えたり、多くの仮名字種を用いたりして、書記面の美の確保にかなり著しい配慮がなされているように思われるが、この筆中には、カには「か」「可」「閑」などの仮名が用いられ、しかもそこに使いわけらしいものは見出すことができない。これらに比すまでもなく、定家の場合は、用字に際して、表記面の美しさなどよりは、書記されるところの内容、意味に意識の重点は傾けられていたといつてよからう。

同様なことは、「け」「遣」と「介」の間の使いわけにも見ることがができる。『更級日記』においては、ケには「け」「遣」

「介」の仮名が用いられているが、「け」と「遣」は、だいたいの自立語について用いられ、「介」は、附屬語あるいは形容詞の活用語尾などに用いられるようである。たとえば「け」は、「やくしほとけ」「月かけ」「おほやけ」「たけしは」「けしき」「けさ（袈裟）」「けはひ」「けさう」「たけ（丈）」のような、名詞、「しけりて」「わけゆく」「ふけば」「あけて」「きけば」「思つゝけ」「なかく」のような、動詞、「きよけにて」「おそろしけなる」「うらめしけにて」「おかしけに」「心くるしけに」「あはれけに」などの形容動詞の類からはじめて、「はけしう」「けたかう」「なけかし」あるいは「けに」など、もっぱら概念語についてこれをよく使用する。「遣」は、「け」ほど使用しないが、その用法は、大体「け」と同じであるといつてよい。これに対して、「介」は、「はしめ介る」「すみ介り」「さらさせ介る」「にけ（逃）介る」などの助動詞の「ケリ」、「あやしかり介む」「あり介め」「見え介む」などの助動詞「ケム」、あるいは、「こひし介れば」「かなし介れば」「ゆかし介れと」のような形容詞の活用語尾などに主として使用されている。もっとも、「介ふり（煙）」「介ふ（今日）」「介しき」などの例外があり、動詞、形容詞の活用語尾などにはある程度のゆれがみられる。しかし、多数の使用例をもつ助動詞の「ケリ」「ケム」は、すべて「介り」「介む」と書かれ、「けり」「けむ」あるいは「遣り」「遣む」とするようなことはまずないので、大体において「け」あるいは「遣」で書かれる概念語との間に、用字上かなり明瞭な使いわけがあるように見える。あるいは、附屬語といつても「ケリ」と「ケ

ム」が主体であるので、定家は一般には「け」あるいは「遣」を使用するが、助動詞の「ケリ」「ケム」には、「介」の仮名を使用すると言った方がよいのかもしれない。いづれにしてもこれは、先の「か」と「可」の位置による使いわけとは違った形ではあるが、やはり「語」(意味)に意識の重点を置いた文字遣であるといつてよい。このようなある特定の「語」に、特定の仮名を用いる「仮名もじ遣」は、機能の点から見れば、もはや「仮名遣」と選ぶところがないといつてよい。「介」の仮名が右のような例外をあまりもたず「ケリ」「ケム」に固定して「け」の仮名の用法と区別されていたなら、語の視覚的印象を一定して意味理解を容易化する「仮名遣」と、その働きの点ではほとんど同じであるといつてよく、それが「仮名遣」と区別されるのは、わずかにその使いわけが「仮名遣」レヴェルの基準仮名の使いわけではない点にあるに過ぎない。従つて、その仮名が、基準仮名の一であるかどうかまぎらわしいとき、「仮名遣」であるのか、あるいは単に「仮名もじ遣」でしかないのか判定に困ることがある。たとえば、定家の場合の「江」の仮名などがそれである。定家は、エの仮名には「え」を用いるのが普通であるが、「きこ江」の一語にはしばしば「江」の仮名を使用して、たとえば「更級日記」「定類集」の「きこ江」二十九例中二十七例までがこの「江」の仮名である。そこで大野晋氏は、これを「仮名遣」として、定家の区別した基準仮名は、いろは四十七文字ではなく、それに「江」を加えた四十八文字であつたらうとされたのであるが、これはのちに「下官集」の記述などから石坂正蔵氏の否定するところとなつた。

『下官集』の記述の解釈等については石坂氏の所説に従うべく、これはやはり「仮名遣」とは認めがたく、「ケリ」「ケム」に「介」の仮名を常用するように、「きこ江」という語に「江」の仮名が固定した「仮名もじ遣」とみるべきであろう。「きこ江」の一語に限つて「江」の仮名が固定した事情については、これは定家だけの文字遣ではなく、十一世紀後半頃まで「きこ江」にこのような慣用があつたらしいことを、各種消息の調査から山内青男氏が指摘された。この指摘は貴重であるが、ただ「きこ江」の文字遣は、十二世紀以降には及ばず、定家の「更級日記」「定類集」の場合は、原典にあつた文字遣にひかれたものではないかとされる点はいかがかと思ふ。定家自筆の「奥義抄下巻餘」に「けにともきこ江す」(『国書集成』199頁)とあるが、かりにこれが藤原清輔の用字にひかれたものだとしても、十二世紀にも「きこ江」の文字遣があつたことになる。第一、『下官集』に「きこ江」(九条家本、定家本ともに「江」の仮名)とあつて、この用字は、定家と『下官集』の密接な関係を説く際の一つの拠り所とされてきたものである。この用字が、定家本や九条家本等の改変でないとするれば、この場合典拠との関係は考えがたく、やはり定家にもこのような文字遣が受け継がれていたとみる方が自然であらうと思ふ。ケリやケムを「介リ」「介ム」とすることについてもあるいはこれに似た事情が考えられるのかもしれない。いづれにしても、定家の用字には、表記体全体のかねあいといつたようなものではなく、右に見てきたように語を単位としたむしろ機能的な用字色が色濃く出ていたといつてよからう。「志」の仮名を語頭において使用するとか、

「か」と「可」の使いわけ、あるいは、ケリ、ケムに「介」の仮名を使用するなどが、どの程度意識的なものであったかは測りがたく、あるいはこれを個人的な「用字癖」と言えばそのように言いなしてしまってもよい程度のものであったかもしれない。キリシタン資料における、語頭の「者・は」に対して、語中のワと発音されるハは「ハ」の仮名で示すような文字遣とは、文字遣意識の面では質的な相違があるかもしれない。しかし、ともかくそのような文字使用の背後に、美的意識ならぬ、意味（伝達機能）に重点をおいた用字意識の強く存したことは疑いないであろう。「日」の仮名を、「むかひるたる」「をこな日て」「あふ日（葵）」「思日」「しの日（忍）」（更級日記）と、普通にはいつも語中尾に使用して、語頭の例はすべて漢字の「日」の意味になっているなど、意味のまぎらわしさを避けようとする細やかな配慮からでた文字遣であったかもしれない。あるいは、漢字についても「川」や「波」を使用せず「河」「浪」を用いるのにも理由がありそうであるし、行頭に踊り字を使用しないのも、単に美的観点からの配慮だけではない、意味理解の円滑化を考慮してのことかもしれない。このような文字の扱いは、本文取捨の際の「家説はことばりのかなひ、歌の聞き説を執侍也」（願注密勅）とする態度、あるいは、歌の書き方について、「只付「読安」、可「用」左敷」（「下官集」）するような、「ことばり」や「読み安さ」を常に考慮する態度と無関係なものではなからう。そして、実は、このような仮名文字使用の意識のものでしか、「仮名遣」というような問題意識は生じてこなかったであろうことを注意しておきたいと思う。

「仮名遣」は、「晴」の、やや改まった仮名の使用法であったかもしれないが、しかしそれは、単なる美的な観点からの用法とは次元の異なるもので、それ自体は、すぐれて機能的な仮名の使用であったことはいままでもない。これは、具体的な表記面の美観のみからする臨時的な仮名文字使用をこととする姿勢からは縁遠いものであって、恐らく、臨時的な美的な文字遣からは「仮名遣」意識などは生じてこなかったであろうと思う。「更級日記」では、「衛し（衛士）」のようなものをいま別にすれば、「衛」の仮名は、すべて「ゆく衛（行方）」における使用に限られている。これには、「きこ江」のような用字と語の密着はなかったかもしれないが、ともかくそこに「語」と深くかかわった形での仮名文字の用い方を見ることができよう。「旧草子」における古人の用いられる所の仮名の用法の中に、「語」によって「文字を嫌ふ」事実のあることを発見し得たのは、このような文字使用の姿勢のもとではじめて可能なことであつたろうと思う。「下官集」にいう「嫌文字事」は、「嫌（うたが）はしき文字」というような現在のあり方に主点をおいた謂いでは恐らくない。「連理秘抄」に「仮令、花と云句に山の霞と付て、又不_レ可_レ付_レ之、雖_レ隔_三数句、一座に可_レ嫌_レ之」。「楨としては木字に不_レ可_レ嫌_レ之。真木の戸としては木の字に可_レ嫌_レ之」とあるように「嫌」は、「葉、此云岐羅毗」（「神代紀上」）の意である。連歌用語で、使用してはならない、禁忌を「嫌物」「去嫌」というが、「下官集」の「嫌文字事」の「嫌」もその意に他ならない。即ち、「下官集」の「嫌文字事」に言うところは、「旧草子」等によって、うたがわしい仮名の用法（語形）を規

定したというようなものではないのである。もっと厳しい禁忌の意を含んでいるのであって、その禁忌は、むしろ「仮名」の区別そのものにむけられていて、従ってその区別の基準などはさして意にとめるところではなかったであろうと思う。この点については別に改めて再論したいが、もしそうであれば、結局、定家の「仮名遣」なるものは、仮名を「いかに」区別するかということにはさして重点はなかった、古人の使いわけてきた「仮名」（いろは歌と結びついたときはっきり自覚されたと思われる）を、ともかくも区別して用いようとしたもので、ここに見たような文字遣の発想の延長にあった仮名遣といっているのではないかと思うのである。

注(1)土井忠生「落葉集考」(『吉利支丹語学の研究』二四頁)

高羽五郎「ぎゃどべかどる字集仮名字体」(『ぎゃどべかどる字集(索引)』)

所収)

(2)安田章氏の用語にならった。たゞし、若干用語の規定が異なるようでもあるし、

行阿の同名の仮名遣書との混乱をさけるために、いま「仮名もじ遣」とした。

(3)「仮名字遣序」(『國語国文40巻2号)「仮名資料」(『國語国文41巻3号)

「吉利支丹仮名遣」(『國語国文42巻9号)

(4)「吉利支丹仮名遣」(右掲)

(5)「仮名資料」(右掲)

(6)「吉利支丹仮名遣」(右掲)に、「文字遣のレベルで、まず美的な面を機性に

しつつも、位置によって仮名字体に音の差を背負わせようとしたこと、つまりは、部分的にせよ、機能性を正面に据えた表記を探り上げたことは、評価すべきであろう」とあるところから類推。

(7)「仮名遣の起源について」(『國語と国文学27巻12号)

(8)「定家の区別した仮名について」(『國語学46集)

(9)「かなづかいの歴史」(『講座國語史2・音韻史・文字史』所収)

注(7)

(10)「行方」には、更級日記には「ゆくゑ」が一例ある。「拾遺和歌集」(高松宮

本複製)ではむしろ「こ衛」(音)に多用している。

(補1) 本稿送稿後、小松英雄氏の「藤原定家の文字づかい」を「お」の

中和を中心として」(『言語生活272号昭和49年5月)に接した。そこで既に触れ

られていることと、本稿は一部重複するところがある。隣接した仮名は、同一字

体を避ける傾向にあるということがそれである。

本稿は、これを、視覚的単調化をさけるための一種の美的観点からの用字で、

結果的に、目うつりなどによる誤読を避ける効果もはたしていたかもしれないと

したのであるが、小松氏は「目移りによることばしや重複の可能性を封じるために

ほかならない」として、機能的用字の一つと解しておられるようである。余白が

十分でないので、一、一挙例して論じられないが、これはやはり、視覚的単調化

をさけるという美的観点からの配慮が第一次的なもので、その機能性は、結果

的、第二次的なものではないかと思う。

(補2) その後、「きこ江」に「江」の仮名を多用しているものに「尾州家本

(河内本)源氏物語」がある。この文献では、また「江…す」(え書かず、など)

にも「江」の仮名を用いることが多い。なお、巻によっては、この文献は比較的

よく「定家仮名遣」を守っている。